

# 金沢市確認申請手数料等減免要綱の一部改正（案）の概要

## 1. 要綱の内容

建築物等の確認申請手数料、中間検査、完了検査に係る手数料の減免について必要な事項を定めています。

## 2. 改正の背景

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正（令和7年4月1日施行）により、原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準の適合義務化されます。

現 行		改 正	
	非住宅	住 宅	非住宅
大規模 2,000m <sup>2</sup> 以上	適合義務	届出義務	適合義務
中規模	適合義務	届出義務	適合義務
300m <sup>2</sup> 以下 小規模	説明義務	説明義務	適合義務

これに伴い、住宅・小規模非住宅建築物について、エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等を金沢市手数料条例で新設する予定です。

## 3. 改正内容

現在、減免要綱では、災害により滅失又は破損した建築物等の建築工事に着手する場合等に確認申請手数料等の減免を行っていますが、

減免する手数料の対象に、

- ①新たに適合義務となる住宅・小規模非住宅建築物のエネルギー消費性能適合性判定申請手数料
  - ②住宅の省エネ基準の適合を仕様基準により評価する場合の確認申請手数料に加算される額
  - ③新たに省エネ基準の適合義務となる住宅・小規模非住宅建築物の完了検査手数料に加算される額
- を追加します。